

# 令和6年度(令和5年分)「給与支払報告書」の提出について

## 1. 「給与支払報告書」の概要

- ①「給与支払報告書」とは、「総括表」と「個人別明細書」からなり、事業所の連絡先や給与受給者の前年中(1月～12月)の給与支払金額等を記載し、住民税算出のため市区町村に提出いただく書類です。
- ②税務署に提出いただく「源泉徴収票(所得税)」とは異なり、給与収入が少額の場合でも、支払金額等をご報告ください。また、16歳未満の扶養親族についても報告いただく必要があります。※住民税は、保険料や保育料等の算出基礎となるため、所得の有無や扶養されている旨を正確に報告していただく必要があるためです。また、16歳未満の扶養親族の報告に誤りがあった場合、住民税額に影響することがあります。
- ③提出先は、従業員の令和6年1月1日現在(これ以前に退職した方は退職日現在)に住居登録のある市区町村長あてです。※住民税は1月1日現在の生活の本拠地(住民登録地等)を基準として前年中(1月～12月)の収入等に対し税額を決定し、6月から課税された市区町村へ納付していただくものです。
- ④令和6年度(令和5年分)の「給与支払報告書」の提出期限は、**令和6年1月31日(水)**です。

## 2. 総括表作成の注意点

### ①市町より送付する総括表をご利用ください

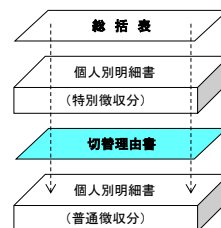
令和5年度に大田原市において「特別徴収」の実績のある事業所については、大田原市作成の総括表を12月上旬頃に郵送します。なお、大田原市から総括表が郵送されてこない場合でも、令和6年1月1日現在大田原市に居住する従業員がいる場合は提出いただく必要がありますので、大田原市の総括表が必要な場合は大田原市役所税務課(電話0287-23-8725)までご連絡ください。また、大田原市のHPにも掲載予定ですので、こちらから入手することもできます。

### ②原則は特別徴収となります

栃木県全体で「特別徴収」を推進しており、原則は特別徴収となります。普通徴収が認められるのは「普通徴収切替理由書」のAからFのいずれかに該当する方のみです【裏面参照】。また、普通徴収とする場合には、給与支払報告書(個人別明細書)の「摘要」欄に該当する符号を必ず記載してください。

### ③提出時の綴り方をご確認ください

まず、個人別明細書を特別徴収分と普通徴収分に分けてください。その後、上から「総括表」→「特別徴収分の個人別明細書」→「普通徴収切替理由書」→「普通徴収分の個人別明細書」となるように綴ってください。(右図参照)



### ④マイナンバーの記載が必要となります

マイナンバー制度の導入に伴い、平成29年度から「個人番号」や「法人番号」の項目欄が追加されました。このため、個人事業主の場合は、総括表提出時に本人確認を行います【裏面参照】。なお、法人の場合、法人番号の記載は必要ですが本人確認は不要です。

## 3. 「個人別明細書」作成の注意点

### ①普通徴収とする場合には、「摘要」欄に該当する符号を必ず記載してください

記載が無い場合、特別徴収となります。

### ②前職合算して年末調整した場合は「摘要」欄に必ず記載してください

前職分の給与を合算して年末調整をした場合は、「摘要」欄に「前職分の名称、支払金額等」を記載してください。※未記入の場合、給与が重複して計算され、住民税が正しく計算されません。

### ③「扶養親族」は、令和5年12月31日の現況により記載してください

年末調整後に扶養が否認されると、後日従業員の住民税、所得税の税額変更手続きが生じます。従業員の皆様へ「扶養親族の所得の把握」と「誰が誰の扶養をとるか？被扶養者の確認」をお願いします。

【よくある誤りの事例】

- ・子どもが就職し、所得超過で扶養が否認されたケース
- ・前々年(令和4年)以前に死亡した扶養親族が控除対象に残っていたケース
- ・夫婦共にサラリーマンの場合、子の扶養が夫婦で重複していたケース など

### ④生命保険、地震保険の支払額を忘れずに記載してください

生命保険や地震保険の支払額が未記入だと、正しい税額計算ができません。控除額だけでなく、必ず支払額もご記入ください。

⑤マイナンバーの記載が必要となります【平成 29 年度より】

従業員やその家族の「個人番号」そして給与支払者の「個人番号」や「法人番号」の項目欄が追加されました。なお、個人別明細書に記載した従業員については本人確認書類の提出は不要です。

■ 普通徴収切替理由書の記載例【見本】

普通徴収切替理由書兼仕切書		※ 種 別	※ 指定番号	※
栃木県〇〇市長 様			12345	
給与支払者の 名称(氏名)	△△△△ 株式会社			
符号	普通徴収切替理由	人数		
普A	総受給者数が2人以下 下記「普B」～「普F」に該当する全ての（他市区町村分を含む）従業員数を差し引いた人数	人		
普B	他の事業所で特別徴収（乙欄該当者など）	2 人		
普C	給与が少なく税額が引けない（年間の給与支給額が93万円以下）	人		
普D	給与の支払が不定期（給与の支払が毎月でない）	人		
普E	事業専従者（個人事業主のみ対象）	人		
普F	退職者、退職予定者（5月末日まで）及び休職者	1 人		
合 計		3 人		

普通徴収とする場合は、符号普A～普Fの人数欄に人数を記載する。

普通徴収とする場合は、給与支払報告書(個人別明細書)の「摘要欄」に該当する符号を必ず記載する。

総括表の市町への報告人員「普通徴収対象者(退職者)」の欄に「普F」に該当する者の人数を、「普通徴収対象者(退職者を除く)」の欄にその他の理由に該当する者の合計人数を記載する。

< 給与支払報告書(個人別明細書)抜粋 >

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金特別控除の額
円 400 000	円 100 000	円 20 000	円 30 000
(摘要) 普F 令和6年3月31日退職予定			

< 給与支払報告書(総括表)抜粋 >

報告人員	普通徴収対象者 (退職者)	1 人
	普通徴収対象者 (退職者を除く)	2 人

■ 本人確認書類の組み合わせ

本人確認		
組合せ	個人番号の確認	身元の確認
①	個人番号カードの裏面	個人番号カードの表面
②	「通知カード」(カードに記載の氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致する方のみ)又は「住民票(個人番号記載のもの)」	次の書類から1点 「運転免許証」、「パスポート」、「公的医療保険の被保険者証」、「年金手帳」、等

《給与支払報告書の提出先及び問い合わせ先》  
大田原市本町 1-4-1 大田原市税務課市民税係 電話 0287-23-8725

※年末調整については大田原税務署(電話 0287-22-3115)へお問い合わせください。